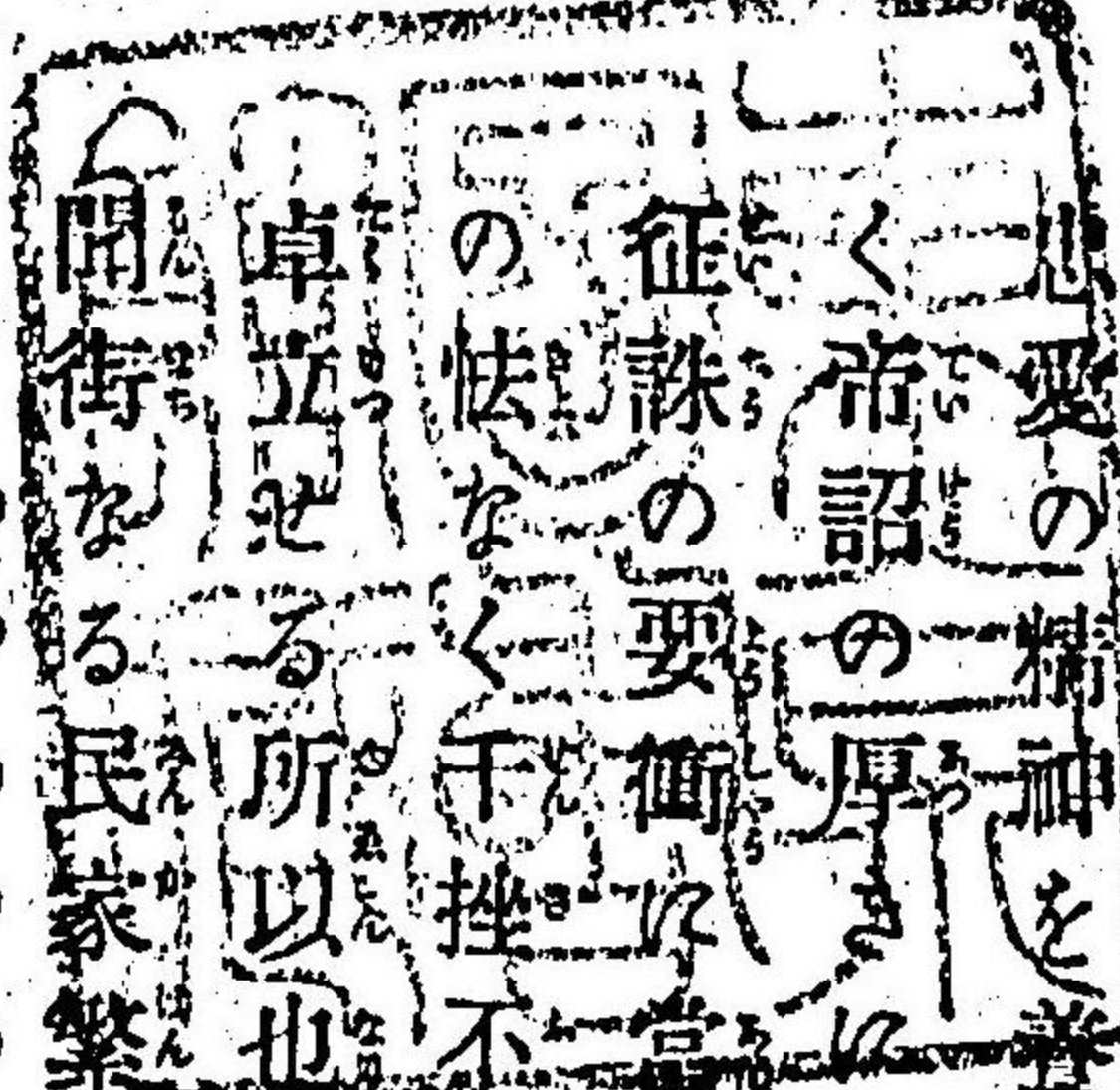


楠木神社再興由來附臨時祭典記事

191654/11

大楠公の忠魂義膽は千載不朽武臣の美鑑として日本勤王家の泰斗として天下萬民其の大節を敬慕し其の高徳を尊崇して已ます三尺の幼童も猶公の偉業を聞て感激蹶起金剛山の昔時を追想し忠愛の精神を養成するに足る者は何ぞや是れ他莫し公が至誠克く帝詔の厚きに應じ千難を排し萬險を冒し吵々の一身以て猛賊征誅の要衝に當り終始一徹子孫三世族滅に歸するも敢て辭するの怯なく千挫不撓凜乎として吾が皇室に對し奉り絶大の勳功を卓立せる所以也實に公が墳墓は攝州湊川の古戰場現今の神戸多聞街なる民家繁榮中の園囿内に在りて彼の水戸黄門の建設に成れる嗚呼忠臣楠氏之墓の八大文字之を瞥見する者轉た懷舊の情に堪へず悲愴慷慨泣て公の遺骨を吊ふこと吾人の既に熟知する



所に非ずや然るに今又上毛邑樂那赤羽村大字羽附と唱ふる村落に古今未曾有の一珍事こそ起りたれ同村の西端館林城沼の邊に古來齋きたる野木神社なる小祠ありしが社内には五六百年を経たりと覺しき古松枝茂り其の狀恰も昇龍の如き者一本祠紋は菊水を刻しありて代々村民の口碑に楠正成公を葬りたる蹟なりと傳稱せり斯くて去る明治五年其の筋に於て國內祭神の調査ありける節受持神官の獨考に野木神社は楠公神靈に縁故なしと誤認し徒に野の字にのみ拘泥して説を爲し其の神體は草野姫命に紛れ無しと強て届出たるを以て痛むへし惜むべし眞の靈神大楠公は茲に全く煙滅し魂魄中天に彷徨すること爾來二十年間の久しきに亘れり果せる乎哉神怒の觸るゝ所村内種々の異變ありしは衆人の戰栗して記憶するが如し於是乎館林舊藩士木呂子退藏達坂爲雄等の諸氏夙に之を慨歎し村内有力家と相議して此有名無

實なる神社の誤謬を訂正し眞物を世に現はして以て公の神靈を慰め村民の安穩を謀らんと力めしも如何にせん爰に由緒滅没し證據物件に乏しきを以て飽迄出訴の手懸りを失ひ遺憾の胸を焦し居たり且該舉を賛成せる人々も事遂るの時未た來らざる乎と密に嘆息して止たりしが次て秋元子爵か今春舊領巡覽の折性來古事考證には慧敏なる子爵故深く心に留られたり然るに本年六月に至りて又も之を企て同村長芳賀平十郎氏は村民一同の囑托を受け木呂子翁に乞ふて郡長に談じ尙木呂子芳賀の兩氏は相携へて前橋縣廳に出頭し中村知事に迫りて面話し熱心に事實を縷述して前條の誤謬を訴へ又社寺掛にも逐一之を證明し其の他皇典講究所幹事關口六合雄氏を始め寺村志村の諸氏共に斡旋する所ありしかば乃ち全六月三十日縁起考證を附したる該社誤謬訂正の請願書を其の筋へ提出し遂に公然認可を得たるを以て從

來永く苦心經營せる一同の有志者も始めて愁眉を開たりと云ふ

四

社名并祭神誤謬訂正願

群馬縣下邑樂郡赤羽村大字羽附村社

舊稱 野木神社

祭神 草野姬命

訂正 楠木神社

祭神 楠正成公

右野木神社々名并祭神誤謬訂正仕度別紙縁起考證相添差出
申候間特別之御詮議を以て御許可被成下度最寄神官並に信
徒總代連署を以て此段奉願候也

右神社信徒總代

- 半田 利作
- 田部 井治三郎
- 石井 新六
- 小林 繁藏

全郡富永村大字瀬戸井村
郷社長神社祠官

高階 柴

全郡伊奈良村大字板倉村
郷社雷電神社祠官

田中 銚作

五

群馬縣知事 中村元雄殿

前書之通事實相違無之候也

赤羽村長

明治廿五年六月三十日

芳賀平十郎印

楠木神社緣起考證

一 後醍醐天皇延元年中楠正成公攝州湊川に於て自殺し給ひし事は歴史に明記せる所也當時半田淡路田部井監物石井左京江守主水小林圖書杯云へる者公の遺物を奉じて回國し當所に來りて之を葬りし者なるか爾後毎歲七月の四日を以て公の忠魂を慰め奉るか爲め祭祀を營み來れるは口碑に傳ふる所也五人子孫今尙現存し家業益繁昌す世之を呼て五苗と云ふ

一 南風振はす足利氏の逆勢甚盛なるの時に當つて勤王家の餘黨は之か爲に害せられしものなり況んや忠臣の隨一楠公の神靈を奉祀すと聞かは足利氏の感情如何有らん此を以て五人の臣下は楠公の舊臣なることを包みて殊更に歴史以外の他姓を冒し通常人の如く振舞ひ決して世に知らしめざりし者なること

是れ亦口碑の傳ふる所也

一 最初は僅かに五家の奉祀する所なりしが世を経るに従ひて人民の信仰益厚く遂に近在を擧げて之を崇敬し總鎮守産土神と稱して祭祀し來りし所明治五年神社取調に際し村社に定められしもの也

一 野木神社は楠木神社と云ふ義なり當時足利氏を憚りてクスノキと云はずクスノの二言を默唱しノキとのみ略稱せしものなるを發音に便なるによりてノギと濁しを遂に乃木の文字を充しもの也此の故に社地を回れる所の池は自ら乃の字形なるのみならず村内の消防組其他組合間の紋章は都て乃の字を用る來り明治五年神社明細取調の節受持神官が該社祭神を草野姫命とせしは野の字に拘泥したる杜撰粗漏の取調にして全く神官の誤なりとす

一 神体は甲冑を着けて馬に跨り給へる御像なるが鎧の胸部には菊水の紋章あり而して野木神社別當寶秀寺より印刻して世に出せる御神影は唯其の大略を摸寫せしものなれば菊水の御紋を缺けりと雖も武夫乘馬の圖にして女裝に非ざること別紙の如し本社棟にも菊水の御紋を捺したるもの今尙現存せり又社頭の引幕は古より菊水を染め付たるものを用る來りしものなるが多く年所を経たれば保存せるもの甚た少しと雖も文化年中氏子より寄進せしもの今尙之を保存せり是等は孰れも楠公を奉祀せることを確むる爲の理由にして實物に就きて取調べんには自ら判然すべき證左なりとす

一 楠公の舊臣五家の系圖今に現存せざる理由は寶永年中故館林城主松平右近將監君が在世中民間に系圖を傳ふるは反つて權當のことに非ず各自宜しく之を上納すべしと布令して沒收せ

しものなることは極めて確乎たる傳説あり
一由來に就きての古文書は野木神社別當寶秀寺に保存せしを文
化十一年十一月中同寺火災の際悉皆焼亡す

右の通縁起考證相違無之候也

明治廿五年六月三十日

楠公墳墓に就て木呂子翁の考證

老身勇拔慷慨淋漓世人許して關東の奇傑と稱する館林の隱士木
呂子退藏翁の調査に繋る同墳墓の考證一篇は頗る詳細にして之
れが眞偽如何を斷定するの價直ありと覺ゆ故に今參考の爲め之
れを轉載し世上識者の批判を乞ふこととせり
抑湊川は楠公の墳墓地也昔墳上海樹一株を栽る耳墓邊草茫

々人跡絶え煙滅すること既に三百五十六年降りて元祿辛未の
歲水戸黃門公其の忠勇義烈を追懷せられ荒墳を脩め碑石を建
立し題して曰く
嗚呼忠臣楠氏之墓と爾來世人漸く湊川に楠氏の墳墓あるを知
るに至れり愚老退藏安政三年十月同所參拜の節は三間四面許
の土藏内に碑石直立し碑守の案内に従ふて參拜せり此の碑守
なる者は賽錢と碑面の摺物を賣りて細くも炊煙を立て居たり
余碑前を徘徊する凡そ二時間更に他に參拜人の來るを見ず四
邊寂莫稀に初冬の風冷かに公が當時戰没の悲況を吹き添ゆる
か如く其の愛情筆舌に盡し難きものありたり尋て維新後湊川
神社は別格官幣社と仰れ堂宇頓に盛美を究めたりしこと衆人
の知る所なり余は再度去明治廿二年冬十二月參拜したるに昔
日の草野は變じて都市と爲り僅か一分時を経るに參拜人山

を築き其の繁榮雜沓淺草觀音も沓ならず神德靈驗新たなるに
 は只管驚歎したりき就而考ふるに群馬縣邑樂郡赤羽村大字羽
 附の楠木神社は其の昔延元々々年五月公湊川に戦没の節舊臣半
 田淡路石井左京田部井監物江守主水小林圖書杯云へる者楠家
 の一族中斯の如き臣下なしと雖も是れ必ず後の變名ならん依
 て其の儘茲に記す其の場より公の遺物を奉じて落ち延られた
 りと其の實は公の首級也と云へり斯くて五人の面々は姿を替
 へ賊地を離れ敵の耳目を幻まし日數三十八九日を経て同年七
 月當所羽附の内町谷と唱ふる所に彷徨ひ來り神託に感じて公
 の首級を全地に葬り乃木神社と稱し祠を構へて延元二年七月
 祭典を執行し則ち今日に至るも更に怠らざりしと然れば其の
 祠は彼の湊川より却て遠く是等の始終を前後緻密に熟察する
 に目下の本社は遺物即ち公の首級ならん又前説縁起考証中に

乃木はクスノキの隱語なりとの一案は余の辛ふして考へ出せ
 る所なるか其の筋の掛員も是れには大に同意し賛歎措さりき
 以上の如き經歷より一步進みて案するに湊川と雖も水戸公建
 碑前は羽附の本社に比して其祭典の微々たりしこと愚者も尙
 知り易き事實なり且其の社の古く祭典の盛なるを以て見れば
 本社こそ維新以前皇國隨一の楠木神社と稱するも敢て過言に
 非ざるへし

一由來記曰抑當社野木大明神之義は楠正成公の靈神也中略延元二
 丁丑年七月勸請致し御神號野木明神と申す御祭禮の義は七月四
 日御執行候

因て案するに皇朝史略日本外史全政記國史略其の他の數書に
 據は延元々々年五月廿五日楠公湊川北民家に於て弟正季外七十
 三騎と俱に自刃したるは青史の載する所悉く同一也而して國史

略の細註曰正成家人橋本八郎及和田五郎奉正成兄弟首級授之
 足利家人高豊前乃燒民家跳入焰中互刺死欲滅衆人自殺之跡故
 後之云々又河内首墓寺碑文曰河内觀心寺有故河攝泉贈正三位
 左近衛中將楠公之首墓寺在金剛山北麓地僻境濶距公鄉水分一
 里餘公家功德院在惠公之出討賊也每託家人於寺云所以葬于此
 也按史戴延元々年六月尊氏遣人送公首於河内誘其族欲脩舊好
 和田正遠恩地滿一等不許勵衆守備長子正行悲泣將自殺母氏諭
 以大義而止未略又楠公碑石圖曰建武北朝三年五月廿五日楠公及
 令弟正季公與合族之將十六騎甲乙之卒六十餘人比坐自刃未略然
 らは愈よ公の首級は賊將の手に渡り河内に送られたるか如し
 故に觀心寺は公の首級を葬りたる者ならん乎然れ共國史略の
 細註に就て熟考するに橋本和田の兩忠臣か目前に主君の首級
 を賊將に授け一と太刀も恨むこと無く武士の末後に臨みて斯

る例外の大恥を殘じ焰中に跳り入り自殺すとあるは是れ甚た
 忠臣の所爲に背き臣下の情道に違ふたるものなり之れに反し
 て民家を燒て衆人自殺の跡を滅すと云ふは是れを大に一族親
 友の情誼に適したり如此前段には大切なる主君の首級を自ら
 輕んじて敵手に授け後段には恃り一族同列の士の身後を重ん
 ずるは彼是撞着實に忠臣の所爲に反したるにあらすや楠公塵
 下の勇臣豈此の狂顛怯懦の擧を爲すの理あらんや今其の前後
 兩情を比較する時は忠臣の心中頗る相齟齬するを以て敵手に
 渡したる者必ずや偽物にして眞物と信し難き所あり
 又按するに公討死の節願謂正季曰死而何爲曰願七生人間以殺
 國賊此の忠言を聞き肝銘の餘り半田小林田部井石井江守等の
 五臣公の眞首を橋本和田より請取り辛ふして敵將高豊前に偽
 首を授けて欺かしめ眞首は深く秘し斯くて姿を變じ之を脊負

ひ敵地たる西南に落ちず關東中新田家の舊縁ある上毛の郡村に來りしとすれば五臣は後世再起の謀策を諾したるにはあらざるか是以和田橋本兩忠臣は一と先つ心を安んじ民家を焼き静かに焔中に投じたるならん或は兩忠臣も死を免れ共に後圖を爲さんとて變名し即ち五臣の中へ加はりしやも計り知るへからず寔や斯程の義臣なれば死するばかりを忠と思はず再興を企てん事多く古書其他に例證あるものにして是れ則ち忠臣の眞情に適し所謂忍び難を能く忍ぶ所勇士の美事と云ふへし果して然らば當郡羽附の全神社は公の首級を葬りたるものと認定せり

又河内首墓寺碑文曰延元々年六月尊氏遣人送公首於河内誘其族云々長子正行悲泣將自殺母氏諭以大義而止此の文を以て考ふるに公は其の翌月廿五日に戦没し給ひ程經

たるのみならず殊に炎暑の折柄故首級腐爛臭氣甚しければ妻子一族は唯公の御首なりと心得眞偽を判定するの暇なく悲哀の餘り急ぎて埋葬せしものならん歟是れ斯る場合の常態にて父子一族の愛情左こそと察せらる如此推案する時は正行の手に送りたるもの果して偽首なるへし又首級を背負ひたる五臣は再興を謀らん爲め東下し東海道下總常陸下野と廻國し夫より當國新田領に入らんと上下兩毛の國境なる乙女川野輪の渡を越えて平原を西行し目下羽附と名稱する所に至る此の地茫漠たる原野にして湖水あり其の傍に松の大木直立し風光の奇絶愛すへきを以て五臣は旅の疲勞を休めんと暫らく足を止め不思議を催すと覺へしに夢に神託あり驚き起んとすれば五臣の身體毫も大地を離れず各同一の夢に感じ是れ公が神靈の止まるに適したる地と爲し遂に茲に

之を葬りたる時恰も延元二年七月四日なりと村民の口碑に傳ふ愚老按するに公戦没より首級を一年有餘背負ひ所々流浪して全地に來り葬ると云ふこと時日甚た延滞して不都合也故に左は無くして五臣は其の前一年即ち延元二年七月四日全地に之を埋葬したるものと断定す然れば其の日數三十八九日にして公討死より旅程の長短日割等稍適當したりと信す果して然らば五臣は本社拜殿を新築する爲め彼是れ遷延し一年を經過して翌二年七月四日に至り始めて祭典を行ひしものと見えたり

楠公碑石圖曰安政年間湊川碑守の賣る處楠公墳上昔栽梅樹一株而已元祿辛未之歲水戸黃門公追懷其忠勇節烈脩荒墳建碑石末略之れに因りて案するに楠公大忠臣の墳墓に梅樹一株とは實に驚くへし然れば足利時代には楠公を不忠と爲し之を慕ひ拜する者更に

なき姿にして其の逆勢の強かりしこと亦名狀するに堪えたり故に羽附の神社も當時南朝衰頽し室町の威望頻に高く尊氏の權勢旭日の昇るか如く南朝の忠臣は前後相次で討死したれば之れか餘黨とあれば無論搜索を究め捕獲せらるへし於是乎墳墓の眞蹟を秘し五臣は前に述べたる隱語を充て野木明神と假稱せしこと愈よ明白也

一由來記曰野木大明神御免下田五段步之義御領主より被下置候は村方高納方の内にて御引年々御免狀に乗て有之御代換りの節申上年々御引に相成候事相違無御座候末略之れに因りて案するに本文の通り古來より明治初年迄年々皆濟目錄に乗りて無年貢地とあるは全社を特別の神靈楠公と認定したるに疑なき一證也

一由來記曰慶長九年榊原式部太輔殿御領分の節伊奈金兵衛殿瀨

楚上市太夫殿福地源兵衛殿右三人繩御奉行にて當社御檢地の節
 も古來の免田無年貢地に相違無御坐に付御除に罷成候事末略
 之れに因りて案するに全地は天正十八年徳川氏關東入國榑原
 康政を館林に封じ慶長に至りて始めて檢地せしものにして其
 の時既に古來よりの免田無年貢たる事を申立て爾來引續て聞
 濟と成り居たるに疑なき又免田たる起因を尋ぬるに上野名跡
 志全地誌略或は館林記曰上州邑樂郡館林城主赤井但馬守照康
 入道法連築の父山城守照光は上杉管領の幕下に屬すと有り而
 して照光は久しく邑樂郡青柳城に住しけるか此地心に適せず
 とて全郡羽附村字大袋に新城を築きて移り後又館林に轉した
 りと然れば全地を照光青柳在城以前羽附村草創以來の免田な
 るか或は照光の寄附なるか孰れにせよ照光は上杉管領の幕下
 とあれば應永年間の頃にして足利義滿の末世なり當時足利の

威權最も盛なるか故に楠公祭神なりと其の實蹟を揚言する能
 はす聊か下田五段歩を無年貢と爲したるものと思はる去れば
 明治初年迄連綿として免田となりし確證如此且當郡中長良雷
 電赤城等の諸神社ありと雖も古來より御供米寄附の神社は絶
 て一も無し然るに特り野木神社のみ免田あるを以て考れば全
 く楠公忠烈の英魂天地を感せしめて然らしむる所也
 右は其の要領を摘記したるものなれ共此の他由來記中當城主
 代々入城の節定式參拜の事神体鎧を着し馬に乗り女装に非さ
 るは八幡宮とも認め難き事寶物は陣刀鞘口各一本水晶寶璽一
 個神鏡一枚を存する事等列擧するに違あらず

●以上詳録するが如き事實なれば記者の速考にて全郡羽附の
 楠木神社は眞個に正成公の遺物を祀りしものと信せられたり唯
 其遺物と稱するは即ち公の首級にして古來河内觀心寺に埋葬し

あるは偽物なりとの一點に至りては普く天下博聞強記爛眼の士の考證を仰ぎ近世稀有の大問題として深く研究審議を煩はすへき奇絶快絶の出来事ならん尤も大平記中公の首級を故郷に送る一段に「湊川にて討れし楠判官か首をは六條川原に懸られたり去ぬる春もあらぬ首をかけたりにかは是れも亦左こそ有らめと云ふ者多かりける

疑は人によりてそ残りけるまさしげなるは楠か首

斯く記しあるを以て鑑みるに流石智仁勇三徳兼備忠烈無雙なる名將の聞え高き正成公なれば世人は大に之を疑ひ其の首級を再度まで六條川原に懸られたるは偽にして河内に送れるこそ眞ならめと或は評する者あり否よも名將判官か首は阿容く敵には渡さしと或は判する者ありて時の斷案毫も一定せず紛々擾々巷の取沙汰區々なりしと知れたり凡そ將家の例として武將の首級

を容易く敵手に授くるは此上なき恥辱とせり然れば討死の時必ず之を味方の手に隠しよく危急の場合に迫れば欺て偽物を與ふることも少く書史を涉獵し士道に通じたる輩の識別する所ならん又偽首を送れる證據三四を掲げんに昔に應神帝の御宇武内宿禰に於ける鎌倉時代源義經に於ける天正年間武田勝頼に於ける若しくは元祿年間赤穂義士か不俱戴天の仇を報じて引上げの節眞の首は早くも之を秘し吉良上野の首なりて揚言して鎗先に貫き懸け白晝市街を通行したるは上杉の附人小林平八の首なる事或は近くは雪の櫻田門外に井伊大老を要撃せる折水戸浪士の手毎に携へ居たるは矢張士卒の偽首にして其眞物は疾く馳せて水戸に下したる事其他斯る例は一々枚擧ぐ難し然れば古今總て武將の首は死したりて欺きて之を秘し又は打ちたりと稱して他首を現はす抔敵味方共に心得ある武士の所爲は孰れも一途

に出づる者なり故に當時觀心寺に葬りたりと傳ふる公の首級も
 必らず眞なりとは信せられす多くは偽物ならん歎寔に疑ふへき
 點鮮からさるなり何は然かれ今回公然官許を経て神號を訂正す
 ることを得たれば村民は其の喜び一方ならず狂氣の如く相競ふ
 て祭典費を義捐し新に神額を奉納する者あり幕を寄附する者あ
 り從來廢れたる拜殿を修繕する等俄かに準備に騒ぎ立ち目下秋
 獲の繁農をも厭はず日々東西に奔走するより此の事忽ち誰れ傳
 ふるとも無く遠近の大評判となり村内有志者は益々奮發して中
 村群馬縣知事を聘すことに決し又郡長始め該舉に多少關係せる
 人々をも陸續相招き郡内の各神官二十餘名は誼務にて當日祭典
 の正式を行ふ旨を諾し加之各町村よりは手踊出車を數多引出し
 て餘興を添へ連日花火を打ち揚げ來る十一二三の三日間續て最
 も盛大なる臨時祭典を催すと云へは多年の蟄懷全く散じ定めて

公の神靈も欣然黃泉に瞑目し現時照代の正義に感じて愈よ徳光
 を垂れ給ふなるへし實に年こそ異れ月は同じき去三日前橋に於
 て明治草葬之臣高山正之の一百年紀念會あり今又茲に南朝の柱
 石たりける大楠公を祭祀するの美舉あるは上毛一國の小天地に
 古今絶無の忠傑靈魂相呼び相應じて集まる所噫嘻是れ彼れ共に
 大に他方人の欣羨に堪えさることならずや

明治廿五年壬辰晚秋於館林池畔花山之旅寓
 此日天晴氣清窓外紅葉色頗深

爛漫居士識

明治廿五年十一月十一日印刷
全 年全 月十二日出版

〔非賣品〕

編輯兼發行人

栃木縣士族

眞野隆春

群馬縣邑樂郡館林町
九百廿八番地寄留

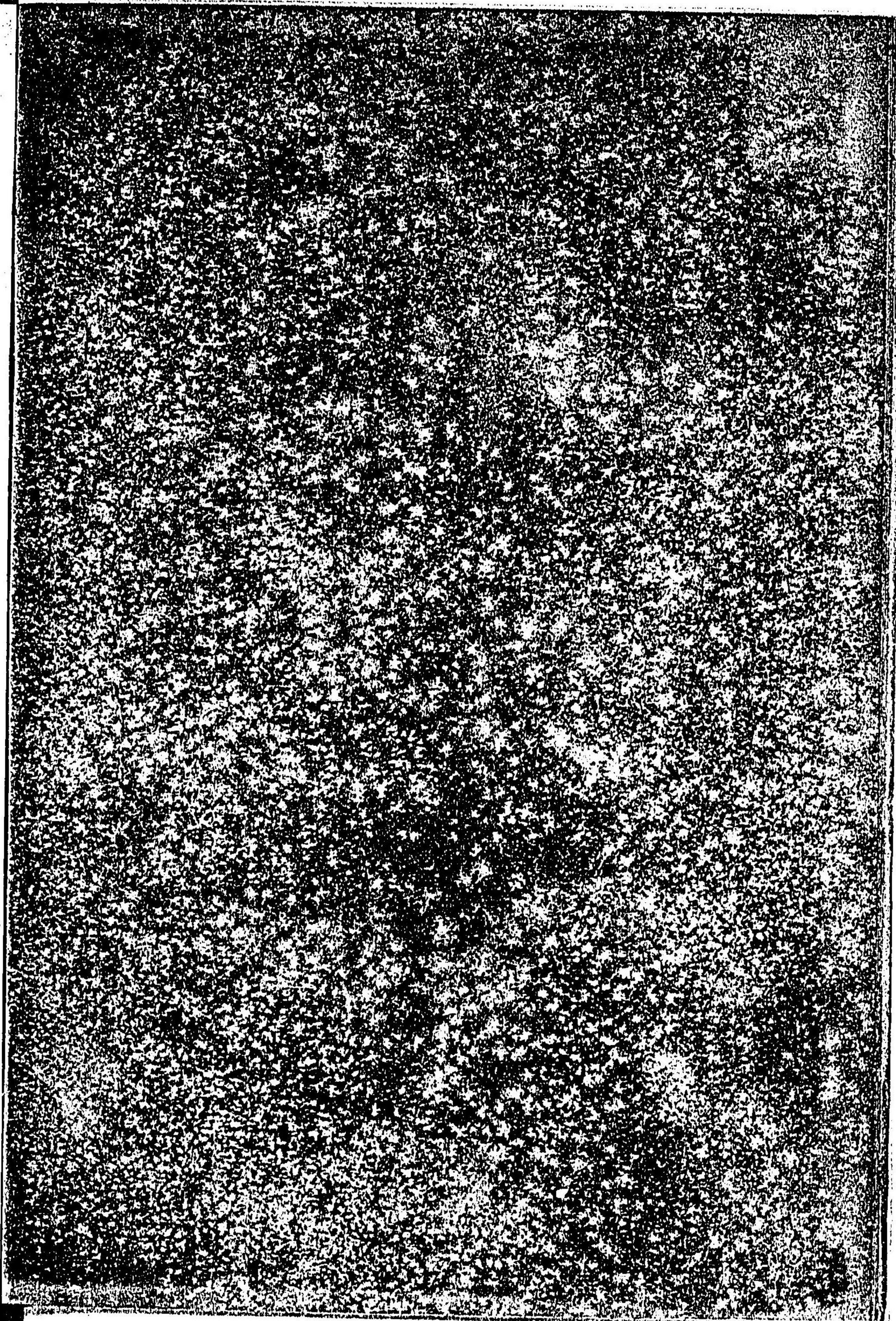
印刷人

東京府士族

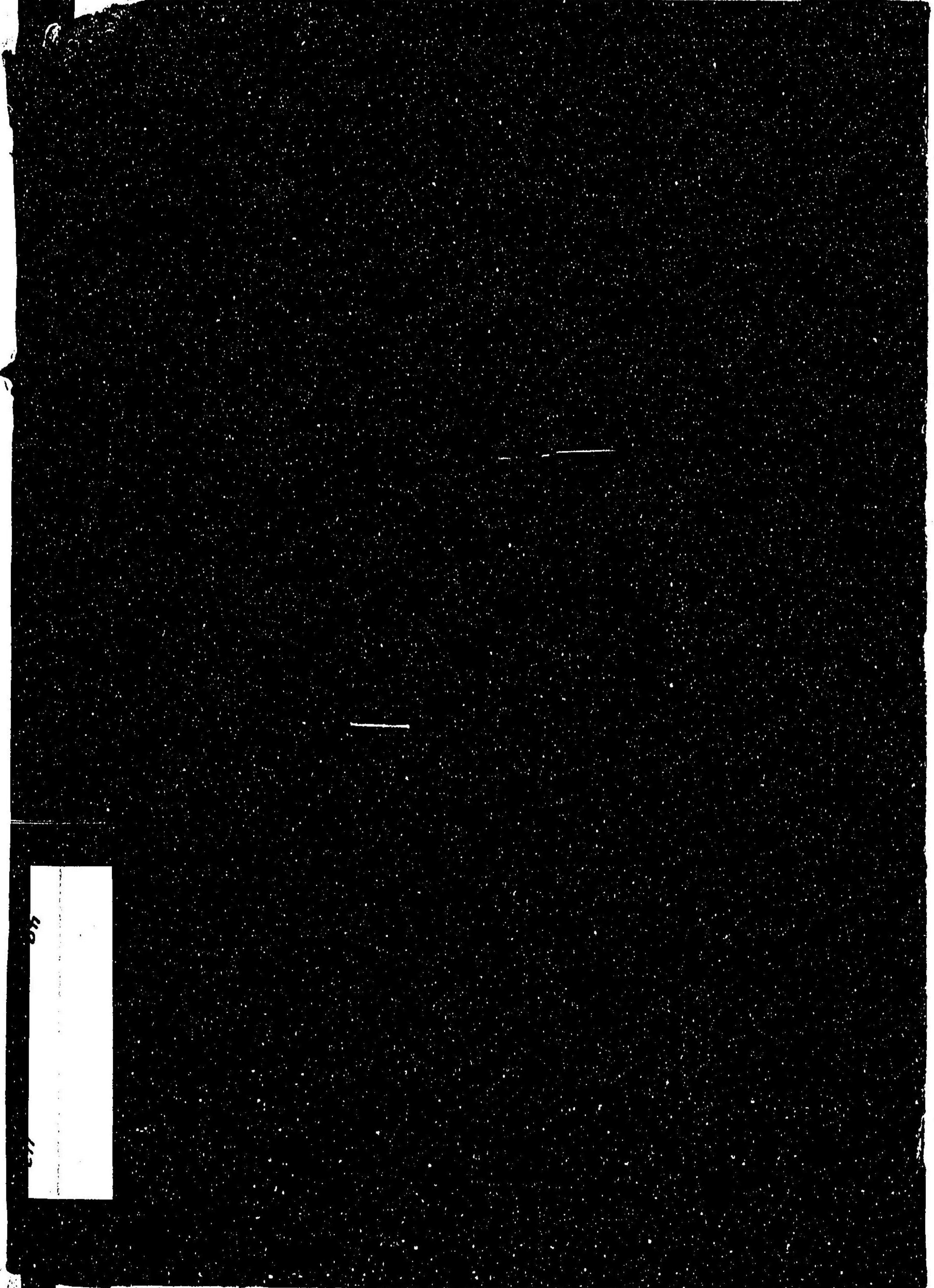
岡田榮松

東京市京橋區弓町
廿四番地豐興社

（東京市京橋區弓町豐興社印刷）



| |
|-----|
| 40 |
| 112 |



677

40

112

013960-000-1

40-112

楠木神社再興由来 付, 臨時祭典記事

真野 隆春 / 著

M25

ABB-0203

